

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。
- ひとり親世帯以外の世帯（その他世帯）向けの給付の仕組みは下記のとおり。
※ ひとり親世帯には、令和3年4月以降、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を開始している。

1. 対象者

- ① 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（要申請）
※ 令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする
 - ・令和3年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（家計急変者）

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円

3. 実施主体

市町村（特別区を含む）

4. 費用

全額国庫負担（10／10）

※事務費についても全額国庫負担

5. 予算額（ひとり親世帯分との合計）

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）

※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

6. スケジュール

- ①の対象者には、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者の判明以降、可能な限り速やかに支給
- ②の対象者についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給事務の概要

令和3年度
住民税
非課税者

(※2)

令和3年1月
1日以降の
家計急変者

i) 令和3年4月分児童手当受給者

支給金額：児童手当の算定児童^(※1)数 × 5万円

(※1) 児童手当の対象児童（15歳年度末までの児童）及びその18歳年度末までの兄姉

ii) 令和3年4月分特別児童扶養手当受給者

支給金額：特別児童扶養手当の対象障害児数 × 5万円

iii) その他

(15歳年度末経過後の児童のみ養育する者など)

支給金額：対象児童数 × 5万円

- 子の養育関係等は児童手当の認定事務に準じて確認

iv) 令和3年4月分児童手当受給者

v) 令和3年4月分特別児童扶養手当受給者

vi) その他

(15歳年度末経過後の児童のみ養育する者など)

- 子の養育関係等は、iv・vは児童手当・特別児童扶養手当の情報により確認。受給していなければ、児童手当の認定事務に準じて確認

※
児童手当・特別児童扶養手当の重複分は特調整の

積極支給

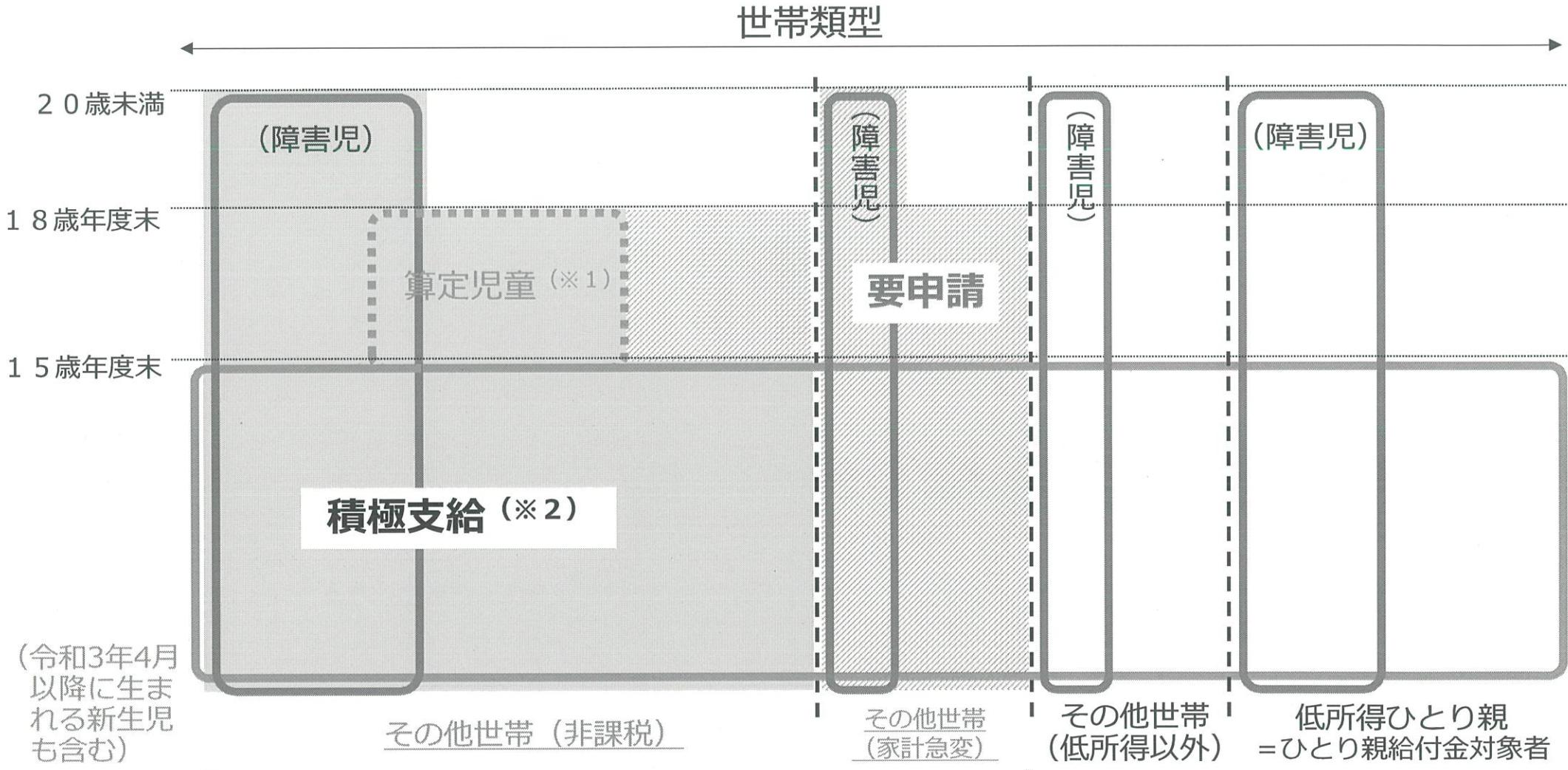
支給する旨を対象者に通知後、一定期間内に受給拒否届出がなければ振込（＝申請不要）

※
既に児童手当の積分を支給済みの

申請に基づき支給

(※2) 税情報等の活用については、これを可能とする方法を国において検討中。

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）対象児童の全体像（イメージ）



(※1) 算定児童：児童手当の支給対象児童及び、その18歳年度末までの兄・姉である児童（＝児童手当法第四条第一項第一号に規定する支給要件児童）

(※2) 積極支給：支給する旨を対象者に通知後、一定期間内に受給拒否届出がなければ振込（事実上の申請不要）



児童手当対象児童



特別児童扶養手当対象児

子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）：支給対象者

- 給付金は、(1)の養育要件のいずれかに該当し、かつ(2)の所得要件のいずれかに該当する者に対して支給する。
((1)①・②・④ かつ(2)Aに該当する者には積極支給が可能)

積極支給

要申請

(1) 養育要件 (①~⑥のいずれかに該当すること)

① 児童手当受給者（非公務員）	令和3年4月分の児童手当の受給者（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）
② 特別児童扶養手当受給者	令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者
③ 児童手当受給者（公務員）	令和3年4月分の児童手当の受給者（児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者に限る。）
④ 新規児童手当受給者	令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の児童手当に係る受給資格の認定（国内転入によるもの等を除く）または児童手当法第9条第1項の規定による額の改定の認定を受けた者（注：4月以降出生の新生児を含む）
⑤ 新規特別児童扶養手当受給者	令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手当に係る受給資格の認定（国内転入によるもの等を除く。）または特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法第8条の規定による額の改定の認定を受けた者
⑥ その他対象児童養育者	令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成17年4月1日までの間に出生した児童を養育する者または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った者

※施設等設置者や、小規模住居型児童養育事業を行う者、法人である未成年後見人は対象外（里親は対象とする）。

※DV避難者については令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金等と同様に取扱う予定（追って事務連絡を発出予定）。

(2) 所得要件 (AまたはBのいずれかに該当すること)

A 令和3年度分の住民税均等割が非課税である者	地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者
B 令和3年1月以降の家計急変者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者として別途定める者

「積極支給」の支給フロー①

支給に必要な情報の整理、支給対象者の抽出（各種情報が入手可能となった後（※））

- ・ 4月分の児童手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当（ひとり親給付（申請不要分））の情報を入手
→ それぞれの手当の受給状況（受給者・対象児童）がわかるように整理
- ・ 令和3年度住民税額が決定され次第、各手当の4月分の受給者の課税状況を確認
(注) 未申告者や、令和3年1月1日（課税基準日）時点で他市町村に居住していた者の取扱いについては後述
- ・ 上記情報を突合し、対象者・対象児童を抽出（その時点でのひとり親給付（申請分）との重複も排除）
→ ①4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給し、②主たる生計維持者が令和3年度住民税非課税である者に、ひとり親給付支給済み児童を除いた分を積極給付

（※）税情報等の活用については、これを可能とする方法を国において検討中。



「積極支給」の支給フロー②

事前通知の発出、受給拒否届出の受付

- 抽出した積極支給者に対して、事前通知を発出
→ ①支給対象であること、②受給拒否を希望する場合には期限内に受給拒否届出を返送いただきたいこと、③期限までに特段の連絡がなければ児童手当等の指定口座に支給予定であること、④その他留意事項（受給要件を充たさないことが判明した場合には返還が必要となること等）を案内

支給決定通知の発出、支給

- 拒否届出期間（2週間程度）の経過後、支給決定のうえ、支給額を児童手当等の口座に振込
※支給決定後、対象者に対して、①支給対象者名、②対象児童名、③支給額、④支給口座、⑤その他留意事項を記載した支給決定通知を送付することも可
- ひとり親分・その他世帯分あわせて、受給者・対象児童・支給日等を統一的に管理

